



令和5年
4月号

ひすい海岸

Hirui Coast

編集・発行
入善警察署
朝日町交番
Tel.72-0110



令和4年11月から内容が変わりました!

自転車安全利用五則



自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げています。

交通事故に占める自転車に関連する事故の割合は、平成28年以降増加傾向にあり、富山県内でも自転車利用者の死亡事故が発生しています。

4月から新生活が始まり、新たに自転車を通勤・通学を始める方も多いと思います。自転車を利用する際は点検・整備を行い、「車両」として交通ルールを順守し、安全運転を心がけましょう。

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用



朝日町交番通信



地域の皆さん、お疲れさまです！今月も朝日町交番通信をお送りします。今月号では内容が新しくなった「自転車安全利用五則」をご紹介しました。

道路交通法が改正され（4月1日施行）、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されます。



命を守るヘルメット 積極的な着用を!

G7 2023

HIROSHIMA SUMMIT

G7富山・石川教育大臣会合に伴う
警察活動へのご理解とご協力を
お願いします。

- テロ対策にご協力ください
- 不審者・不審物を見つけた場合は、警察まで通報をお願いします